

2025 (令和7) 年度

勸 励 要 綱
(抜 粹)

浄土真宗本願寺派
寺院活動支援部

本 願 寺
参 拝 教 化 部

賦 課 金

宗門に包括される寺院・僧侶及び門徒は、賦課金納付の義務のうえから、安定的な財政基盤の確保に努めなければならない。なお、奨励費交付基準は以下の通りとなるので、確認いただきたい。

1. 納付期間

種 別	納付期間
第1種・第2種・第3種・第4種	6月1日から 7月31日まで

◇当該年度中は期間後であっても納付できる。

賦課金の決定は、毎年4月1日現在の寺院基本台帳に基づき、算出。

「第1種賦課金」は寺院役職、護持口数、均等割当及び門徒協力指数を合算して賦課する。

「第2種賦課金」は僧侶に対して僧班各座・各席のそれぞれに点数を定めて賦課する。

「第3種賦課金」は直轄寺院及び直属寺院に対して賦課する。

「第4種賦課金（災害対策に特化した賦課金）」は第1種賦課金賦課率の合計点数による賦課点数により賦課する。

※「第4種賦課金」は宗門に包括される寺院の相互扶助を目的とし、寺院が被災した場合の修復資金貸付金及び災害見舞金給付制度の資金(特別会計「災害対策金庫」)として賦課する。

◎第1～4種すべての賦課金納付期間は上記表の通りであるので、特に注意願いたい。

◎賦課金を納付しない場合には、翌年度に滞納額の5%を付加徴収する。また、賦課金を滞納している者の願記は受理せず、宗会議員の選挙権失権など、宗門の寺院としての活動に制限が生じるので、充分注意されたい。

◎災害その他特別の事情により賦課金の期間内納付が困難なときは、延納または減免を申請することができる。

◎減免申請寺院が、既に賦課金を納入済みの場合には減免対象外となるので注意のこと。

◇賦課金の延納・減免申請期限 6月30日 寺院活動支援部必着

2. 奨励費

種 別	納付期限	交 付 率
組教化助成費	7月31日まで	5%
組事務費		7%

◇第1種・第2種賦課金納付額に対して、上記交付率にて奨励費を交付する。

また、期間内に完納とならなかった組の奨励費についても、12月31日までの納付額に対し、上記交付率にて交付する。

◇第4種賦課金(災害対策に特化した賦課金)及び過年度賦課金は、奨励費の対象外となる。

◇交付については、期間内の納付分は、9月末に、8月1日から12月31日までの納付分は、翌年2月末に明細書別送のうえ、届出済みの組事務所指定の金融機関口座に交付する。

※届出口座に変更が生じた場合は、速やかに報告のこと。(申請様式1)

◇沖縄県宗務特別区に対しては、組と同じ基準にて交付する。

◇組内に賦課金の減免を受けた寺院のある場合は、減免した賦課金を差し引いたものを、組の賦課額として交付の算定をする。

3. 旌功状

賦課金を期間内に完納した寺院には、2025(令和7)年度の旌功状(1枚)を授与する。

ただし、賦課金の減免を受けた場合は、この限りではない。

宗 派 懇 志

宗門の護持発展を基盤として、宗門の人材育成並びに教化活動に資する重要なご懇念として、宗派懇志の進納を依頼する。

1. 宗派懇志の扱い

懇志進納に対しての扱いとして物品扱・院号扱・御染筆扱を申請することができる。
院号扱として懇志進納の場合は、進納額に応じて別に定める基準(次頁参照)に準じ、
本願寺の門徒講懇志永代経扱と同じ扱いが交付となる。

○門徒式章の交付、開闢法要の修行、年忌・祥月の案内など。

2. 振込口座

振込口座 口座加入者 浄土真宗本願寺派 宗務所
口座番号 大阪 01060-8-100

上記振込口座への送金について、金融機関により振込手数料等が異なるので、窓口で確認のこと。

3. 教化助成費・地方事務費

(1) 教化助成費 宗派懇志の進納に対し、次の基準により、教化助成費を交付する。

種 別	20万円未満	20万円以上
寺院教化助成費	7.0%	15.0%
組教化助成費	5.0%	
教区教化助成費	1.0%	

(2) 地方事務費

①組事務費 進納額に対する1.5% ②教区事務費 進納額に対する1.0%

(3) 交付期日・交付先

前・後期2回に分けて、組事務所(組及び寺院分)、教務所、直轄寺院及び直属寺院宛に交付する。

4. 扱い

(1) 寺院への扱い

①類聚割増扱い 10割増

②旌功状

宗派懇志を進納した寺院に対し、下表に定める基準により旌功状を授与する。

懇志進納額	枚数	懇志進納額	枚数
30,000円以上	1枚	500,000円以上	8枚
50,000円以上	2枚	700,000円以上	9枚
80,000円以上	3枚	1,000,000円以上	10枚
100,000円以上	4枚	1,500,000円以上	12枚
150,000円以上	5枚	2,000,000円以上	14枚
200,000円以上	6枚	3,000,000円以上	17枚
300,000円以上	7枚	5,000,000円以上	20枚

※旌功状は、年度毎に当該年度中の総進納額に基づき授与される。

※500万円を超える進納額については、300万円増す毎に3枚を加える。

宗門総合振興計画推進懇志

宗門総合振興計画は2025（令和7）年3月31日をもって終了したが、引き続き全寺院に対して依頼目標額を進納願えるよう奨励する。

1. 懇志進納のお扱いについて

- (1) 進納者への扱い
各種懇志扱いと同様に、永代経・特別・物品・御染筆の扱いのうち、いずれか希望する扱い一種を受けることが出来る。
- (2) 寺院への扱い
 - A. 類聚財功割増扱い
 - ①進納懇志額に対し10割増
 - ②依頼目標額超過の場合は、超過分についてさらに5割増の特別加算をする。
 - B. 特別旌功状

懇志進納額	旌功状枚数
30,000円以上	1枚
50,000円以上	2枚
100,000円以上	4枚
200,000円以上	6枚
300,000円以上	8枚
500,000円以上	10枚
700,000円以上	12枚
1,000,000円以上	15枚
1,500,000円以上	18枚
2,000,000円以上	21枚
2,500,000円以上	24枚
3,000,000円以上	27枚

(註)
300万円を超える進納額に対しては、50万円増すごとに3枚を加えて授与する

2. 教化助成費

- (1) 交付率
懇志の進納額に対して、次の基準により、教化助成費を交付する。

区分	交付率
寺院	3.0%
組	0.5%
教区	—

- (2) 交付期日・交付先
各種懇志の助成費・事務費と併せ、前・後期2回に分けて、組事務所（組及び寺院分）直轄寺院及び直属寺院宛に交付する。

門徒講懇志

1949（昭和24）年に勝如上人ご発布の「門徒講の消息」のお心を体して、ご門徒の皆様の「ご恩ありがたや、仏法弘まれ」の懇念を集結し、本願寺の護持発展に資するため、「門徒講懇志」を進納依頼する。

1. 門徒講懇志の取り扱い

3万円以上の個人進納を「門徒講懇志」とする。

※ 3万円未満は「一般懇志」として取り扱う。

2. 依頼目標

1カ寺あたり20万円以上の進納を依頼目標とする。

※ 振込口座 口座加入者 みずほ銀行京都支店 本願寺 門徒講懇志係
口座番号 大阪 01070-8-20000

振込の場合は専用の「門徒講懇志専用振替票」をご利用いただく。

※ 上記振込口座への送金について、振込手数料等が金融機関により異なりますので、窓口でおたずねください。

3. 教化助成費／地方事務費

(1) 教化助成費 門徒講懇志の進納に対し教化助成費を交付する。

種 別	20万円未満	20万円以上
寺院教化助成費	7.0%	15.0%
組教化助成費	5.0%	
教区教化助成費	1.0%	

※ 賦課金過年度未納寺院の進納は交付対象としない。

(2) 地方事務費

- ① 組事務費 進納額に対する1.5%
- ② 教区事務費 進納額に対する1.0%

(3) 交付期日・交付先

前・後期2回に分けて、宗派 寺院活動支援部を通し、組事務所(組及び寺院分)、教務所、直轄寺院及び直属寺院宛に交付する。

※ 届出口座に変更が生じた場合は、速やかに寺院活動支援部へ報告ください。

4. 扱い

(1) 寺院への扱い

- ① 類聚割増扱い 10割増
- ② 旌功状

門徒講懇志を進納した寺院に対し、下表に定める基準により旌功状を授与する。

懇志進納額	枚数	懇志進納額	枚数
30,000円以上	1枚	500,000円以上	8枚
50,000円以上	2枚	700,000円以上	9枚
80,000円以上	3枚	1,000,000円以上	10枚
100,000円以上	4枚	1,500,000円以上	12枚
150,000円以上	5枚	2,000,000円以上	14枚
200,000円以上	6枚	3,000,000円以上	17枚
300,000円以上	7枚	5,000,000円以上	20枚

※ 旌功状は、年度毎に当該年度中の総進納額に基づき授与されます。

※ 500万円を超える進納額については、300万円増す毎に3枚を加えます。

(2) 進納者への扱い

- 進納額に応じ、別表の「諸懇志及び門徒講懇志扱一覧表」に定める扱いを交付する。
- 20万円以上の進納者に対し、『本願寺新報』（ご進納翌月の1日号から連続、ただしご進納が月末の場合は、翌々月の1日号から連続12回）を贈呈する。
20万円未満の進納者へは、『本願寺新報』1部を贈呈する。

5. 本山両堂登礼盤特許

(1) 特許の基準

- ①昭和53年4月1日以降進納された門徒講特別講金、または諸懇志（永代経扱い）及び門徒講懇志によって、別修永代経第1種以上の扱いを受ける場合には、願い出によって進納者の所属する寺院の住職、副住職または前住職に対して、永代経の開闢法要修行の際に、登礼盤が許可される。
（※巡讃許可済であること。賦課金過年度未納寺院は許可対象としない。）
 - 住職在職40年以上の者には、この功勞により別修永代経の第2種以上の扱いで、これを受けることができる。
 - 住職代務については、当該寺院の代表者（寺族など）の同意があった場合に限り許可される。
- ②礼盤の特許についての願い出は、懇志進納後所定の様式によって、法要を修行される希望日の1ヵ月前までに、参拝教化部に提出すること。（申請様式2）
- ③登礼盤の特許は、願い出の期日に修行される法要1座に限るため、2座以上の場合は、1座毎に願い出る必要があるので留意すること。

(2) 日程について（習礼）

- ①登礼盤を願い出た人は、次の日程によって習礼を受ける必要があるので予め留意すること。

第1日目 習礼（声明・作法について）
第2日目 晨朝出勤、永代経法要修行

- ②登礼盤を許可された人は、その当日に限り導師衣体の着用が許可される。

(3) 記念品の授与

登礼盤が許可された人には、記念品（中啓・双輪念珠）が授与される。

物品進納並びに指定寄付

1. 申込及び様式

本願寺へ物品進納並びに指定寄付をされる場合は、件名、物品または寄付金額、進納予定日、進納者氏名、住所、所属寺（教区・組・寺号）を記載した所定の申込書（物品の場合写真添付）を参拝教化部長宛提出すること。

※「申込書」及び詳細については、参拝教化部まで。

2. 受付手続き

物品進納及び指定寄付の申込は、進納に先立ち参拝教化部長宛申込書を提出の上、内局の許可を受けた後、受付することを原則とする。

3. 進納者に対する扱い

進納された物品を参拝教化部において時価換算し、査定を受けた金額または、指定寄付額により、「諸懇志及び門徒講懇志扱一覧表」に基づき交付する。

4. 所属寺に対する扱い

- (1)個人での物品進納した査定額または指定寄付金額は、所属寺の僧侶に限って、類聚財功（割増なし）として使用することができる。
- (2)物品進納並びに指定寄付に対する寺院教化助成費は交付しない。

本願寺参与

〈本願寺参与とは〉

本山 本願寺の護持発展のため設置されたもので、浄土真宗本願寺派に所属する寺院（直轄寺院・直属寺院含む）の門徒、僧侶及び寺族で、法義篤信な方に就任いただいております。

〈本願寺参与会とは〉

本願寺参与会は、本願寺参与を会員として、会員が如来の教法を聞信し、信仰を深めるとともに、会員相互の親睦をはかり、一致協力して本山本願寺の護持発展に努めることを目的とする護持団体で、本願寺住職（ご門主）からの委嘱日（本願寺参与就任日）と同時に入会となります。

〈勸励に伴う奨励策〉

1. 教化助成費・地方事務費の交付（P. 16参照）

※教化助成費・地方事務費の交付の対象となる参与講金額は、新規就任年度、継承就任年度及び終身参与就任年度に進納された参与講金のうち、35万円を上限といたします。

(1) 教化助成費交付率

種別	就任年度	次年度以降
寺院 直轄寺院 直属寺院	10.0%	-
組	2.0%	-
教区	1.0%	-

(2) 地方事務費交付率（P. 16参照）

2. 類聚財功割増扱い 進納懇志額の10割増

3. 旌功状 門徒講懇志に合算し授与（P. 16参照）

〈本願寺参与就任方法〉

就任していただける方には「本願寺参与推薦書」をお送りいたしますので、本願寺参与会事務局へご連絡ください。

具体的な就任の手続きは図①となります。

第二無量寿堂特別懇志

1990（平成2）年4月に造営された第二無量寿堂には、2012（平成24）年に増設された新小型区画・中型区画をはじめ、寺院専用小型納骨所など約1,600基（2025年3月末現在）の未使用納骨所があります。

先人の尊いご懇念により受け継がれてきた大谷本廟を護持し、御法義繁盛のため、多くの方々にご縁を結んでいただきたく、使用奨励方をお願いするもの。

1. 特別懇志推進基本要綱

(1) 懇志の種別

無量寿堂特別懇志（以下特別懇志）

(2) 特別懇志

区画	特別懇志
小型区画	80万円以上
新小型区画	100万円以上
中型区画	100万円以上
寺院専用 小型納骨所	150万円以上
普通区画	300万円以上
特別区画	600万円以上

(3) 特別懇志進納方法

①上記特別懇志の一括納入を原則とする。

②特別懇志は、必要書類提出後、銀行振込とする。

■銀行振込

みずほ銀行京都支店

普通口座 875813

名義 大谷本廟第二無量寿堂特別懇志係

(4) 使用者の資格

①宗門に包括される僧侶、寺族及び門徒の個人並びに寺院その他の団体

(5) 納骨所使用申込み方法

①大谷本廟納骨管理担当宛、所定の申込書を請求する（電話等でも可）

②申込書類に必要事項を記入及び捺印のうえ、大谷本廟に来廟し、書類を提出する。

③区画の選定後、速やかに銀行振込にて特別懇志を進納する。

(6) 納骨所使用開始

納骨所の使用開始が認められるのは、「無量寿堂納骨所使用承認証」発行後とする。

2. 特別懇志の諸扱い要綱

(1) 進納者に対する扱い

①納骨所使用の承認

②入仏慶讃法要の修行

(2) 所属寺院、組、教区に対する扱い

①教化助成費（P.16一覽参照）

寺院 10.0%

組 0.5%

教区 0.5%

※賦課金過年度未納寺院については、交付対象としない。

■特別懇志完納額に応じて交付する。

■寺院・組については組事務所、教区については教務所に送金する。

■教化助成費は、2期に分けて宗派 寺院活動支援部を通して交付する。

◇前期（4月～9月分）

2025（令和7）年11月

◇後期（10月～3月分）

2026（令和8）年5月

②類聚財功割増扱い

進納懇志額の10割増

(3) 納骨所の維持冥加

①納入期限 毎年度9月30日まで

②年次維持冥加

小型・新小型・中型区画 2,000円

寺院専用小型納骨所 5,000円

普通区画 6,000円

特別区画 8,000円

大型区画 16,000円

■維持冥加は毎年使用者宛に別途通知する。

参拝教化部(大谷本廟担当) 納骨管理担当係

電話 075-531-4171(代)

FAX 075-531-2072

各種懇志教化助成費・地方事務費交付率一覧

本年度の各種懇志の進納に対して、教化助成費・地方事務費を交付する。

※ただし、賦課金過年度未納寺院の進納は交付対象としない。

		宗派懇志 門徒講懇志		参与懇志 (新任)	第二無量寿堂 特別懇志	宗門総合振興計画 推進懇志	親鸞聖人 750回 大遠忌懇志	蓮如上人 500回 遠忌懇志	普通講金 過年度
		20万円 未満	20万円 以上						
教化助成費	寺院 直轄寺院 直属寺院	7.0%	15.0%	10.0%		3.0%			3.0%
	組	5.0%		2.0%	0.5%			2.0%	
	教区	1.0%			0.5%	-	-	1.0%	
地方事務費	組	1.5%			-	-	-	1.5%	
	教区	1.0%			-	-	-	1.0%	
	直轄寺院 直属寺院	1.0%			-	-	-	1.0%	

◎教化助成費及び地方事務費は、各種懇志分一括にて明細表別送のうえ、送金する。

※振込口座に変更が生じたときは、速やかに寺院活動支援部まで報告のこと。

- ◆交付期日 ◇前期（4～9月）分：2025（令和7）年 11月下旬
◇後期（10～3月）分：2026（令和8）年 5月下旬
- ◆交付先 ◇組事務所：寺院、組 ◇教務所：教区 ◇直轄寺院・直属寺院

旌功状授与基準

本年度の賦課金完納及び各種懇志の進納に対して旌功状を授与する。〔担当：寺院活動支援部〕

種別	授与基準	授与対象	授与枚数	備考
賦課金		完納(本年度まで)の寺院	1枚	本年度に賦課金の減免を受けた寺院には授与しない
宗派懇志		本年度中に進納の寺院	本年度進納総額に対し別表(P.2)の基準の枚数	
宗門総合振興計画推進懇志		本年度中に進納の寺院	本年度進納総額に対し別表(P.4)の基準の枚数	
親鸞聖人750回大遠忌懇志		本年度中に進納の寺院	本年度進納総額に対し別表(P.4)の基準の枚数	
蓮如上人500回遠忌懇志		本年度中に進納の寺院	本年度進納総額に対し別表(P.4)の基準の枚数	
門徒講懇志 参与懇志		本年度中に進納の寺院	本年度進納総額に対し別表(P.7)の基準の枚数	

類聚財功割増一覧

本年度の各種懇志の進納に対して下表の通り類聚財功割増の扱いをする。

宗派懇志	10割増	第二無量寿堂特別懇志	10割増
宗門総合振興計画推進懇志	10割増	蓮如上人500回遠忌懇志	10割増
親鸞聖人750回大遠忌懇志	10割増	災害対策金庫協力金	割増なし
門徒講懇志・参与懇志	10割増	物品進納(査定額)・指定寄附	割増なし

割増なし：進納相当額を類聚財功額とする